

第4次松戸市食育推進計画モデル事業簡単健康食習慣プロジェクト  
「みんなが食べてる朝ごはん教えて！」実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、若年層における朝食の欠食率の高さを踏まえ、簡単で栄養バランスに配慮した朝食の普及啓発を行い、朝食に対する意識向上を図ることを目的とする。

(事業の名称)

第2条 この事業は、「簡単健康食習慣プロジェクト【モデル事業】『みんなが食べてる朝ごはん教えて!』」(以下「本事業」という。)と称する。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は「松戸市食育推進会議」とする。

(対象者)

第4条 本事業の対象者は、市内在住・在学・在勤の18歳から39歳までの者とする。

(募集部門)

第5条 本事業における募集部門は、次のとおりとする。

(1) 衝撃の朝ごはん部門

簡便性や意外性を重視したユニークな朝食メニューを募集する。

(2) 朝の彩りレシピ部門

栄養バランスに優れ、日常的に取り入れやすい朝食レシピを募集する。

(応募方法)

第6条 応募者は、次に掲げる事項を市が指定する方法により提出するものとする。

(1) 朝食の写真

(2) メニュー名および説明

(3) レシピ

ただし、朝の彩りレシピ部門に限る

(4) その他市長が必要と認める事項

2 応募の受付は、以下の手段により行う。

(1) 松戸市食育シンボルキャラクター「ぱくちゃん」のX、Instagram

(2) 松戸市オンライン申請システム

(募集期間)

第7条 応募期間は、令和7年8月1日から8月31日までとする。

(選定)

第8条 朝の彩りレシピ部門においては、松戸市健康推進課の管理栄養士が、提出されたレシピの中から、栄養バランス等の観点に基づき選定を行う。

(選定期間)

第9条 選定は、令和7年9月中旬から10月中旬までに行うものとする。

(公表)

第10条 本事業において収集・選定された朝食メニューおよびレシピは、次に掲げる媒体を通じて紹介する。

(1) 松戸市公式ホームページ

(2) 松戸市食育シンボルキャラクター「ぱくちゃん」の公式アカウント  
X、Instagram

(3) 松戸市公式クックパッド「まつどのキッチン」

2 公開は、令和7年11月以降に実施する。

(著作権の取り扱い)

第11条 応募作品に関する著作権は応募者に帰属する。ただし、応募者は、松戸市が本事業の目的に沿って、広報・啓発活動等において応募作品を無償で使用（複製・編集・公表・展示等）することに同意するものとする。

2 応募者は、提出する内容について第三者の著作権、肖像権その他の権利を侵害しないことを保証するものとする。

(個人情報の保護)

第12条 応募者から取得した個人情報は、本事業の実施および連絡に必要な範囲で使用し、松戸市個人情報保護条例その他関係法令に基づき適切に管理する。

(注意事項)

第13条 応募内容に不備や虚偽がある場合は、応募を無効とする。

2 選定の経緯や結果に関する個別の問い合わせには応じない。

3 応募内容が以下に該当すると判断される場合は、選定・公表の対象外とする。

(1) 公序良俗に反する内容

(2) 第三者の権利を侵害する内容

(3) その他、本事業の目的に照らして不相当と認められる内容

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。